

15消安第3949号  
平成15年12月5日

農林水産省消費・安全局長

### 食品、添加物等の規格基準の一部改正について

このことについて、厚生労働省医薬食品局食品安全部長から別添のとおり通知があったので、お知らせします。

また、りんご果汁に係るパツリン汚染防止については、下記により、その一層の徹底が図られるようお願いします。

### 記

#### 1. 原料りんご果実及びりんご果汁のパツリン汚染防止対策の徹底

りんご果実生産者は、傷果発生防止のための丁寧な収穫・出荷、選果段階における腐敗果の選別等を徹底する。

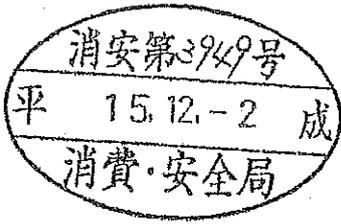
また、りんご果汁の製造業者は、果実保管時の温湿度管理、果実の洗浄、腐敗果の除去等の徹底に努める。

#### 2. パツリン汚染りんご果汁の流通の防止

りんご果汁の製造業者、輸入業者等は、自主的な検査の実施等によりパツリンに汚染されたりんご果汁の流通防止に努める。

#### 3. 調査研究等への協力

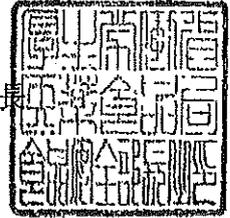
農林水産省及び関係機関等においては、りんご果汁のパツリン汚染調査を実施しているところであり、必要に応じ、関係者と連携のうえ、円滑な調査実施に協力をお願いします。



食安発第1126004号  
平成15年11月26日

農林水産省消費・安全局長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長



食品、添加物等の規格基準の一部改正について

食品衛生行政の推進につきましては、日々ご協力いただきお礼申し上げます。

今般、パツリンによる健康被害を未然に防止する観点から、食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月厚生省告示第370号。以下「告示」という。）の一部が、厚生労働省告示第369号をもって改正され、平成16年6月1日から施行されることになったところです。

つきましては、その運用について、各都道府県に対し、別添のとおり通知しましたので、関係者への周知及びご協力の程よろしく申し上げます。



(別添)



食安発第1126001号  
平成15年11月26日

各 (都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長) 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品、添加物等の  
規格基準の一部改正について

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。)及び食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月厚生省告示第370号。以下「告示」という。)の一部が、それぞれ平成15年11月26日厚生労働省令第170号及び厚生労働省告示第369号をもって改正されたので、下記の事項に留意の上、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

## 第1 改正の内容

### 1 乳等省令関係

乳に残留する動物用医薬品(ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン)について、残留基準値及び試験法を新たに設定したこと。

### 2 告示関係

#### (1) パツリンについて

パツリンは、ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌によって産生されるかび毒であり、真菌が付着した果実等から検出され、パツリン汚染の可能性の高い主要食品としてりんご果汁が知られている。今般、りんご果汁についてパツリンの汚染実態調査が行われ、一部のものから比較的高濃度のパツリンが検出されたことから、食品安全委員会及び薬事・食品衛生審議会の審議結果を踏まえ、清涼飲料水の成分規格の一部を改正し、りんごジュース及び原料用りんご果汁について、パツリン規格を設定したこと。

(2) 動物用医薬品の残留基準について

食肉に残留する3品目の動物用医薬品（サラフロキサシン、ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン、ダノフロキサシン）について、残留基準値及び試験法を新たに設定したこと。

第2 運用上の注意

パツリンについて

- (1) りんごの搾汁及び搾汁された果汁のみを原料とする清涼飲料水とは、果汁分100%のりんごジュース及び原料用りんご果汁であり、りんごジュース（ストレート）、りんごジュース（濃縮還元）、りんご濃縮果汁等が含まれること。また、香料や酸化防止剤等を添加したものを含むものであること。
- (2) りんご以外の果実の搾汁や果汁、野菜汁等を含む果実ミックスジュース、果実・野菜ミックスジュース、果汁入り飲料等の清涼飲料水にあつては、原料用りんご果汁に成分規格を設定することにより、衛生確保を図つたものであること。
- (3) りんご濃縮果汁等にあつては、告示の試験法に示したとおり、濃縮した倍数の水で希釈した検体について、基準値が適用されるものであること。

第3 施行期日

平成16年6月1日から施行する。